

食品安全委員会プリオン専門調査会

第129回会合議事録

1. 日時 令和6年3月7日（木） 15:30～16:22

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

（1）ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、
中村優子専門委員、福田専門委員、横山専門委員

（食品安全委員会）

山本委員長、脇委員

（事務局）

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷評価調整官、
水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配布資料

資料 ベルギー評価書（案）

参考資料 食品健康影響評価について

「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」（令和5年6月28日付け厚生労働省発生食0628第1号）

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、年度末のお忙しいところをありがとうございます。定刻となりましたので、第129回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

事務局から現在の出席状況について報告をお願いします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会YouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、9名の専門委員に御出席いただいております。

佐藤専門委員と花島専門委員は後ほど入られる予定となっております。

欠席の専門委員は、高尾専門委員、中村桂子専門委員です。

食品安全委員会からは山本委員長、脇委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときにはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

御発言の際ですけれども、こちらのカードの赤い面「挙手」のカードを御提示いただけますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしてください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合には、カメラをオフにするですとか、あと再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合は、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせいただければと思います。全く入室できなくなってしまった場合には、お手数ですが事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

次に、事務局から本日の議事と配布資料について御説明いただきます。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配布資料について確認をさせていただきます。

本日の議事ですが、「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料ですが、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が1点、参考資料1点、机上配布資料が1点となっております。

配布資料の不足等ございませんでしょうか。過不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

では、続きまして、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する

事項について御報告いたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認しましたところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しない事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

先生方、御提出いただきました確認書につきまして、相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事に進みます。

議事の(1)「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」です。

本件は、昨年(2004年)の6月28日付で厚生労働省からベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価についての諮問があり、昨年8月3日に開催されました第124回プリオン専門調査会において、リスク管理機関より本諮問の背景、それから事項の内容について御説明をいただいたところです。厚生労働省からの諮問事項を再確認しますと、(1)牛の肉及び内臓について、①が月齢制限を現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合に加えて、「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合のリスクの評価、②はSRMの範囲について、現行の「輸入禁止」から、SRMの範囲を「全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。)並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び返答を除く。)、脊髓及び脊柱」と設定することに変更した場合のリスクの評価。それから、(2)としてめん羊及び山羊の肉及び内臓について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部(扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髓並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクの評価について、食品健康影響評価の依頼を受けております。

本件につきましては、起草委員で評価書の原案を作成いただいた上で、以降の調査会で改めて評価書の案に基づいて先生方の御審議をいただきたいということで、第124回プリオン専門調査会において先生方の御同意をいただいたところです。

起草委員において、評価依頼に際して提出された資料を精査し、評価書の原案を作成いただいたということですので、事務局からその件について説明をお願いいたします。

○小財評価専門官 それでは、説明させていただきます。

まず、資料のベルギー評価書(案)と机上配布資料を御準備ください。評価書(案)の作成に当たり、追加で厚生労働省へ確認が必要な事項がございますので、その内容につきましては机上配布資料としてまとめております。また、後ほども御説明させていただきますが、評価書(案)中では、机上配布資料に対応する部分について黄色ハイライトでお示ししております。

まず、評価書（案）から御説明させていただきます。「プリオン評価書（案）ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」を御覧ください。

まず初めに、評価書（案）の1ページ目を御覧いただければと思います。構成につきましては、これまで取りまとめていただいた輸入牛肉等の評価書と同様のものとなっております。まずⅠが「背景」としまして、評価の背景と諮問事項を記載しております。次にⅡが「評価の考え方」としまして、1が「牛の肉及び内臓について」、2が「めん羊及び山羊の肉及び内臓について」となっております。Ⅲが「リスク管理措置の点検（牛）」、Ⅳが「リスク管理措置の点検（めん羊及び山羊）」、最後にⅤが「食品健康影響評価」となっております。

続きまして、評価書（案）の4ページを御覧ください。こちらは「Ⅰ．背景」ということで記載しております。こちらには、BSE発生の経緯とベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関するリスク管理機関が講じている規制措置や評価の経緯を記載しております。

12行目のパラグラフには、ベルギーから輸入される牛肉等の輸入を2001年1月に、めん羊及び山羊の肉等を2001年4月に輸入停止したこと、それから、15行目からは本評価の対象となる諮問事項、ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る月齢制限及び特定危険部位の範囲を設定した場合のリスクについて、厚生労働省から評価の要請があったことから食品健康影響評価を取りまとめた旨が記載されております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、5ページからでございます。こちらのページには、厚生労働省からの諮問内容が記載されております。諮問事項の（1）①ですけれども、こちらは月齢制限について、現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合、また、「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合の両方について諮問がなされております。

続きまして、②がSRMの範囲としまして、現行の「輸入禁止」からSRMの範囲を「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髓及び脊柱」と設定することに変更した場合のリスクを評価することについて諮問がされております。

次に、（2）めん羊及び山羊の肉及び内臓について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部及び脊髓並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクを評価することについて諮問がされております。

続きまして、6ページを御覧ください。「Ⅱ．評価の考え方」でございます。1が「牛の肉及び内臓について」になっております。こちらは11行目からですけれども、輸入牛肉の月齢制限の撤廃に関する評価に関しましては、食品安全委員会は、2019年1月に、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価、以下「2019年1月評価」と呼ばさせていただきますけれども、こちらを取りまとめております。こちらの内容に関しましては、21行目の（1）以下のところにそのまま引用して記載

しております。

続きまして、9ページ目に参ります。1行目、(2)としましてベルギーから輸入される牛肉等の月齢制限に関するリスク評価の考え方について記載しております。ここでは、2019年1月評価と同様の考え方に基づいて評価を行うこと、また、ベルギーはEU圏の国であることから、これまでのほかのEU加盟国の評価実績を踏まえて、現時点ではベルギーから輸入される牛肉等の輸入条件については、月齢制限なしとした場合のリスクを評価するという案になっております。

また、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する評価に関しましては、12行目から記載しております。これまでの輸入されるめん羊及び山羊の評価と同様に、2016年1月に実施した「めん羊及び山羊のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価」に準じた評価を行う案となっております。

続きまして、13ページ目を御覧ください。ここからは、牛に係る「リスク管理措置の点検」となっております。まず「1. 国際的な基準及び各国（ベルギー含む）の対策の概要」としまして、こちらには主要なリスク管理措置である飼料規制、BSEサーベイランス体制、SRMについて、諮問事項にもあります国際的な基準であるWOAHコードの規定と、EUを含めた各国の規制の概要が記載されております。ベルギーにつきましては、EUの加盟国ですので、飼料規制等のBSE関連規制はEU法体系に基づく管理、すなわちEU規則が施行されれば原則全ての加盟国に等しく適用されるということで、こちらを遵守しているということになっております。

こちらに関しましては、(1) 飼料規制、(2) BSEサーベイランス体制、(3) SRMの対策の概要をそれぞれ記載した上で、15ページ以降になりますけれども、表2、表3、表4として取りまとめております。なお、16ページ目の各国のBSEサーベイランス体制につきましては、昨年5月に開催されたWOAH総会にてBSEコードが改正されたことに関連し、各国で変更の可能性がございますので、こちらは確認の上、必要があれば修正をしたいと思います。

続きまして、18ページ目を御覧ください。こちらはまず、ベルギーにおける「生体牛のリスク」に係る措置についてです。4行目から(1) 侵入リスク、①生体牛については、初期の頃は、英国やポルトガルからの生体牛の輸入が制限されておりましたが、現在では、輸出国のBSEステータスの分類に応じた輸入条件が適用されております。

続きまして、12行目からが②肉骨粉等についてですけれども、肉骨粉の輸入に関しましては、2001年1月に、EU域外からのいかなる動物由来たん白質のEU域内への輸入が禁止されておりましたが、現在は、EU規則に基づき輸出国のBSEステータスの分類に応じた輸入条件が適用されております。

続きまして、17行目でございます。(2) 国内安定性（国内対策の有効性の評価）としまして、①飼料規制につきましては、2001年以降はEU規則に基づき、原則全ての家畜に動物由来たん白質を給与することを禁止するという措置を講じておりましたが、2021年にEU規則が改正され、交差汚染防止措置を取る等の一定の条件下で、鶏由来加工たん白質を豚に

給与すること、豚由来加工たん白質を鶏に給与することが可能となっております。なお、飼料工場におけるライン分離等の交差汚染防止措置の詳細につきましては、確認があるということで、こちらは黄色ハイライトでお示ししております。

こちらの具体的な内容に関しましては、机上配布資料を御覧ください。机上配布資料1ページ目の質問事項1を御覧ください。先ほどもお伝えしましたように、EUでは2021年に豚由来加工たん白質の鶏用飼料への利用、鶏由来加工たん白質の豚用飼料への利用が解禁されたと把握しておりますが、牛用と鶏・豚用両方の飼料を取り扱っている飼料工場は存在するか。また、存在する場合には、ライン分離等により交差汚染防止措置が取られているかということを確認する内容になっております。

続きまして、評価書（案）に戻っていただきまして、同じく18ページ、28行目を御覧ください。②SRMの処理及び利用実態についてですけれども、除去したSRMは、最終的に許可されたレンダリング施設で焼却されることになっております。

続きまして、37行目、③レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策です。レンダリング施設につきましては、EU規則に基づき、交差汚染防止対策が講じられておりますけれども、1ページめくっていただきまして、19ページ目の7行目からですが、飼料工場につきましては、ラインの分離状況等を先ほど御説明した内容と同様に確認するというところで、黄色ハイライトでお示ししております。

次に、同じく19ページ、10行目を御覧ください。④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況についてです。こちらはレンダリング施設に関しましては、フラマン地域とワロン地域の担当当局が、飼料工場につきましては、ベルギー連邦政府食品安全庁が立入検査を行っております。なお、レンダリング施設につきましては、18行目にお示しておりますように検査結果の詳細が、飼料工場につきましては、20ページの8行目以降にお示しておりますように、不適合事例の詳細について要確認事項がありますので、未記載としております。

こちらの確認事項につきましては、先ほどと同様に机上配布資料を御覧ください。これらに該当します質問事項に関しましては、2から5を御覧ください。具体的には、レンダリング施設に関しましては、質問事項2に記載しておりますけれども、立入検査で確認された不適合事例については全てフォローアップ査察が実施され、不適合が解消されるように是正措置が実施されているということですので、こちらについて可能な範囲で個別の違反事例に関する改善措置の詳細な内容をお答えいただきたいというもの。また、違反事例については、反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料またはその原料への混入事例やSRMの家畜用飼料またはその原料への混入事例、いわゆる禁止物質等の混入事例がなかったかを確認するということでございます。

続きまして、飼料工場に関する質問事項ですけれども、こちらは同じく机上配布資料の質問事項3、4、5が該当いたします。まず、質問事項3を御覧ください。飼料工場における立入検査の不適合事例につきましては、こちらにお示しておりますように主なもの

が提示されておりまして、これらの事例について特定された不適合事例については全てフォローアップされているということでございますが、主な事例だけでなく、可能な範囲で個別の不適合事例に対する具体的な内容及び対応する改善措置を御回答いただきたい。また、禁止物質等混入事例がなかったかを確認するという内容でございます。

続きまして、質問事項4では、ベルギーにおいて、飼料工場における不適合事例として、反すう動物由来油脂について、不溶性不純物の含有率が0.15%を超えるという違反が確認されておりますけれども、こちらの違反に関する措置状況等を確認するというものでございます。

続きまして、質問事項5ですけれども、こちらは飼料のサンプリング検査に関するもので、質問事項3と同様に、主な違反事例だけではなく、可能な範囲で個別の違反事例に関する具体的な内容及び対応する改善措置を御回答いただきたい。また、禁止物質等混入事例がなかったかを確認するというものでございます。

また、これらの立入検査の結果に関しましては、評価書（案）に戻っていただきまして、評価書（案）の21ページ、表5、6、7にお示ししております。こちらにお示ししておりますように、黒丸で示された部分につきましては情報が不足しておりますので、こちらについても厚生労働省へ要求する予定でございます。

続きまして、評価書（案）22ページを御覧ください。（3）としましてBSEサーベイランスの概要が記載されております。5行目からがベルギーで実施している具体的なサーベイランスの内容となっておりますけれども、11行目から記載しておりますように、ベルギーでは、健康と畜牛のBSE検査につきましては、2013年2月に廃止されております。また、12行目からは、現在のベルギー原産牛のBSE検査について記載する部分でございますけれども、こちらに関しましては、検査対象牛の詳細について確認事項がございますため、黄色ハイライトでお示ししております。

具体的な内容に関しましては、机上配布資料を御覧ください。こちらの質問事項は、机上配布資料の質問事項6、1ポツ目を御覧いただければと思います。現在のベルギー原産牛に関するBSE対象月齢につきましては、ベルギーからいただいている回答とEFSAが発行しているレポートで情報に齟齬があるため、どちらの情報が正しいかを確認するというものでございます。

それでは、また評価書（案）にお戻りください。評価書（案）の23ページ、表8としまして、ベルギーの各年のBSEサーベイランス頭数をお示ししておりますけれども、こちらも2020年以降の情報につきましては、厚生労働省へ追加で要求する予定でございます。

続きまして、評価書（案）の24ページを御覧ください。こちらは（4）としましてBSEの発生状況になります。①発生の概況としまして、ベルギーでは、1997年10月に国内で初めてBSE検査陽性牛が確認されて以降、合計133頭のBSE陽性牛が確認されております。このうち2002年に確認された1頭については、他国から輸入された牛であったということでございます。BSE検査陽性牛における定型または非定型の発生状況に関しましては、黄色ハイラ

イトでお示ししておりますように確認事項がございます。

こちらの確認事項の具体的な内容に関しましては、机上配布資料を御覧いただければと思います。机上配布資料3ページの質問事項6、2ポツ目を御覧ください。ベルギーの回答では、BSE検査陽性牛につきましては、全て定型BSEとしているものと、1頭が非定型であるとしているものがありますので、どちらが正しいのかを確認するというものでございます。

それでは、また評価書(案)に戻っていただければと思います。評価書(案)24ページ、9行目からでございます。②出生コホートの特性です。出生年別のBSE検査陽性牛の頭数を図3としてお示ししております。定型BSE陽性牛の出生時期につきましては、1996年が最も多くなっておりまして、1998年11月に生まれた1頭が最後でございます。完全な飼料規制が実施された2001年以降に生まれた牛を含め、直近の25年間に生まれた牛では定型BSEの発生は確認されておられません。

続きまして、評価書(案)25ページを御覧ください。ここからは「食肉処理に関連したリスク」に係る措置となっております。

4行目、(1)SRM除去、①SRM除去の実施方法等ですけれども、脊髄の除去は、背割り後に主に吸引器またはナイフを用いて行われております。SRMが適切に除去されていることは、獣医師の検査官が目視によって確認しております。15行目からになりますけれども、月齢の確認につきましては、耳評番号及びトレーサビリティデータベース等によって行うこととなっております。

続きまして、19行目、②SSOP、HACCPに基づく管理となっております。全てのと畜場及び食肉処理施設においては、衛生的なSRMの除去のため、SSOP及びHACCPが導入されていることが義務づけられております。なお、最新の情報として、2021年はSRM除去に関連する遵守が不十分であった事例は確認されておられません。

続いて、26行目からですけれども、(2)と畜処理の各プロセス、①と畜前検査についてです。と畜場に搬入される全ての牛については、獣医官により生体検査が実施され、BSEを疑う症状が観察された場合には、と畜禁止となっております。

続いて、37行目、②スタンニング、ピッシングですけれども、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用及びピッシングについては、EU規則に基づき禁止されております。

続きまして、26ページ、3行目からですけれども、こちらは(3)その他として、EU規則に基づき、牛由来の機械的回収肉の生産は禁止されていることなどを記載しております。

以上が牛におけるリスク管理措置の点検結果の概要となっております。

次に、27ページから29ページの部分を御覧ください。こちらはBSE対策の点検表となっております。先ほど説明しました内容に基づいて、こちらの点検表にチェックを入れております。先ほどもお伝えしておりますけれども、現時点では要確認事項がございますために埋められていない部分につきましては黄色ハイライトでお示ししております。

続きまして、30ページを御覧ください。「IV. リスク管理措置の点検(めん羊及び山羊)」

についてでございます。めん羊及び山羊についても、基本的にはEU規則を遵守しているということになっております。

3行目からですけれども、(1)国内安定性及びサーベイランスにつきまして、EU規則に基づき、SRMの定義以外の規制については牛と同様となっておりますけれども、こちらのSRMの範囲については確認事項があるため、黄色ハイライトでお示ししております。

こちらの質問事項の具体的な内容に関しましては、机上配布資料を御覧ください。4ページ、その他の質問事項の2ポツ目が該当いたします。ベルギーの回答では、SRMの範囲がEU規則に加えて脾臓と回腸が含まれるということになっておりますので、事実関係を確認するというものでございます。

続きまして、TSEサーベイランスの結果につきましては、評価書(案)に戻っていただきまして、31ページ目にお示ししております。こちらの情報に関しましても、牛と同様に、2020年以降の情報につきましては厚生労働省へ要求予定でございます。また、ベルギーにおいては、めん羊及び山羊ともにBSEは確認されておられません。

次に、評価書(案)の32ページを御覧ください。2の「食肉処理に関連したリスクに係る措置」についてですけれども、こちらに関しましては、厚生労働省への要確認事項があるため未記載としております。

こちらの質問事項の具体的な内容に関しましては、机上配布資料4ページ、その他の質問事項、3ポツ目を御覧ください。SRMの規制開始時期が牛と同様か、また、食肉処理に関連する各回答について、牛だけでなく、めん羊及び山羊に関するものも含まれているかを確認するという内容になってございます。

続きまして、評価書(案)に戻っていただきまして、評価書(案)の33ページを御覧ください。「V. 食品健康影響評価」の部分になっておりますけれども、先ほどもお伝えしているように、要確認の部分が幾つかございますことから、こちらについては今回空欄となつてございます。評価書(案)の要約部分につきましても、こちらを御審議いただいた後に挿入する予定となっております。

以上で評価書(案)及び机上配布資料の説明となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から評価書(案)について御説明いただきました。

起草委員の先生方より何か補足があれば、補足をお願いしたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

○水野課長補佐 事務局でございますけれども、よろしいですか。本日欠席の高尾専門委員から、現時点で評価書(案)、資料に関して特段のコメントはないといったことを御連絡をいただいておりますので、そのことだけ御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○眞鍋座長 ほかにございませんか。横山先生、ございませんか。

○横山専門委員 特にありません。

○眞鍋座長　ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から何か御質問を含めてございませんでしょうか。

まず、評価書（案）の6ページの「Ⅱ．評価の考え方」のところで、本諮問では、「30か月齢以下」と「月齢制限なし」を同時に評価を依頼されておりますが、現時点の案では、これまでのほかのEU加盟国の評価実績を踏まえまして、2019年1月評価と同様の考え方に基づいて、「輸入禁止」から「月齢制限なし」とした場合のリスクを評価するというふうにしております。また、めん羊、山羊につきましては、2016年1月評価の考え方に準じまして実施するということですが、これについていかがでしょうか。このような考え方で今後進めさせていただくということによろしいでしょうか。

ちょっと分かりにくいかと思ったのですが、要は厚生労働省からの諮問では、「30か月齢以下」と「月齢制限なし」を評価してちょうだいということなのですが、月齢制限なし」を評価すれば、「30か月齢以下」について言及する必要はないのではないかとこの考え方です。いかがでしょうか。御賛同いただけましたら、賛同の紙を見せていただけたらと思います。

（委員同意）

○眞鍋座長　どうもありがとうございます。

それでは、御賛同いただけましたので、これまでの評価の考え方と同様に今後の審議を進めていきたいと思えます。

続きまして、パートごとに分けて評価書（案）について委員の先生方の御意見あるいは御質問をいただきたいと思えます。特に幾つかまだ追加で確認していただかないといけない必要な点があるようですので、机上配布資料も含めまして、何か追加の御質問はございませんでしょうか。できればこの時点でさらに質問事項があるようでしたら洗い出しをしておけば、今後非常にスムーズに審議が進むかと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、評価書（案）の13ページの「Ⅲ．リスク管理措置の点検（牛）」につきまして、「1．国際的な基準及び各国（ベルギー含む）の対策の概要」ですが、国際的な基準については、これまでの輸入牛肉の評価書においても確認を行っております。また、ベルギーについては、EU加盟国としてEU法体系に基づいて管理が行われているということですが、これについて先生方から何か御質問あるいはコメントはございますでしょうか。特にはございませんでしょうか。

続きまして、18ページを開いていただいて、Ⅲ．の「2．「生体牛のリスク」に係る措置」について、追加の確認事項としてベルギーの国内の安定性です。飼料規制、それからレンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策に関連して、畜種によるラインの分離状況を確認するということを今現在依頼しております。これは机上配布資料の質問事項1として記載しております。

それから、レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況に関連して、各不適合の事例あるいは違反している事例について、可能な範囲で個別の事例の詳細な内容及びその改善措置についても確認を行うということを依頼しております。また、これらが反すう動物由来のたん白質の反すう動物用飼料、またはその原料への混入、SRMの家畜用飼料またはその原料への混入がなかったということを確認することを依頼しています。これは机上配布資料の質問事項2、3、4、5ですが、これらにつきまして、委員の先生方から何か質問事項を含めましてコメント等ございましたら、よろしくお願いします。特にございませんでしょうか。

次に進めさせていただきたいと思います。

評価書（案）の22ページ（3）サーベイランスによる検証（BSEサーベイランスの概要）及び24ページ（4）BSE発生状況ですが、追加の確認事項として、サーベイランスの検査対象牛について、ベルギーからの回答とEUが発行しているレポートで齟齬があるということです。正しい情報を確認するということを質問することになっております。これは机上配布資料の質問事項6です。BSEの発生状況に関して、確認されたBSE検査陽性牛については全て定型BSEで間違いなのかと、これも併せて確認する。これも質問事項6ということですが、これにつきまして、委員の先生方から、質問事項がこれで十分かどうかを含めまして、お考えあるいは御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。

続きまして、評価書の25ページ、「3.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置」について、こここのところで何か御質問ございますか。

斉藤先生、お願いします。

○斉藤専門委員 25ページのSRM除去の①の脊髄の除去は、背割り後に吸引装置またはナイフを使って行うという文言ですが、我が国の日本では、脊髄の吸引装置というのは背割り前に実施をしているというのが一般的で、背割り後に吸引装置を使うというのは少し理解できないのですが、ここを教えていただければ。日本では、脊髄の除去は背割り前に吸引装置を実施もしくは背割り後にナイフを使うというのであれば理解はできるのですが、この辺がちょっと、細かいところなのですが、教えていただきたいと思います。

以上です。

○前問評価第二課長 事務局です。

個人的に欧州と北米の両方のと畜場で背割りの状況をじかに見てきた経験がありますので申し上げますと、日本では、おっしゃるように、私も見たことがあるのですが、背割りの前に吸引してから割るというのが一般的だと思うのですが、北米でも欧州でも、先に背割りをして、それから吸引なり器具で除去というのがスタンダードになっているというふうに理解をしております。

○斉藤専門委員 分かりました。

○水野課長補佐 事務局でございます。

一応、ベルギー側からの書類上は背割り後にやるということで記載をしておりますので、そのようになっていると思っております。今、事務局から申し上げたように、もちろん背割りをした後にやるといったところも、ほかの国でもあったかと記憶しております。よろしく願いいたします。

○斉藤専門委員 問題なければ、それで結構でございます。

○水野課長補佐 いずれにしても、きちんと除去がされたことについては獣医師の確認を行っているというような形で記載をされているというところかと思っております。

○斉藤専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 記憶が曖昧で言うのは失礼なのですが、他のEUの国も同じようなやり方だったと思うのですが、念のために一応、これまで評価書を書いているものについて、次回までにちょっとチェックしておいていただいて、多分同じだったと思うのです。

○水野課長補佐 ありがとうございます。承知いたしました。たしか両方あったかと思えます。そこはもう一度確認が必要ですが、どちらもあったと記憶しております。

○眞鍋座長 斉藤先生、そういうことで、次回までに確認していただいて、ほかの国との比較でよろしいでしょうか。

○斉藤専門委員 問題なければ、それで結構でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。

ほかに質問とかコメントございませんか。

続きまして、27ページにチェックリストといいますが、BSE対策の点検表というのがあります。

続きまして、30ページにリスク管理措置の点検、これはめん羊及び山羊となりますけれども、SRMの範囲について、提出された資料によって異なる点がありますので、これは確認すると。

それから、32ページ、「食肉処理に関連したリスク」については、めん羊及び山羊の情報が記載されていないので、これは追加資料を要求するということになっております。これは机上配布資料のその他の質問事項の2ポツ目及び3ポツ目になりますけれども、このところにつきまして、委員の先生方から何か質問あるいはコメントございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。ありがとうございます。

そうしたら、今日の審議結果を踏まえまして、さらに追加で確認が必要なものについては厚生労働省に提出を依頼するということになっております。また、後ほどでも先生方がお気づきの点がございましたら、事務局を通じて追加資料の要求等をしていきたいと思えますので、お気づきの点がございましたら、ぜひ事務局まで御連絡をお願いします。

今後、厚生労働省から追加資料の提出がありましたら、その回答に基づいて評価書(案)を再度整理した上で、次回、リスク管理措置の点検、それから食品健康影響評価のパートも含めて御審議いただくことにしたいと思います。

また、事務局は厚生労働省への確認手続を進めていただくということをお願いしたいと思います。

続きまして、議事の（２）「その他」ですが、予定されていましたが議事については一通り御議論いただきましたけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回については、日程調整の上、お知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 厚生労働省からの回答がいつ頃になるというのは、今のところ分からないですね。

○水野課長補佐 そうですね。まずは先方に連絡をしてからといった形になるかと思っております。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

それでは、本日の調査会は以上ですので、年度末の忙しいときにどうもありがとうございました。